



新潟県



発行 新潟県

号外 8

平成31年 3 月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 37 新潟県県税規則の一部を改正する規則(税務課)
- 38 新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則(農地管理課)

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p><b>第9条</b> 徴収金(条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する<u>特定徴収金を除く。</u>)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p> <p>(納税義務の完了時期等)</p> <p><b>第45条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する<u>特定徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p><b>第9条</b> 徴収金(条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。</p> <p>(納税義務の完了時期等)</p> <p><b>第45条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。</p> <p>6 (略)</p> <p><b>第118条</b> <u>局長は、条例第29条第1項又は第2項の規定による届出(法人を設立し、又は届出事項に異動を生じたことの届出に限り、法人課税信託に係るものを除く。)については、前条の規定にかかわらず、次項から第4項までに定めるところにより、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、<u>知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事</u></p>

項又は別記第73号様式に記載すべきこととされている事項を、当該届出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、届出を行わなければならない。

- 3 前項の規定により届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同項第2号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により届出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により届出を行う者は、別に知事が定めるところにより、別記第73号様式に添付すべきこととされている書類に記載すべき事項を第1項に規定する届出をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び第2項に規定する知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書類を提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により行われた届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に局長に到達したものとみなす。

附 則

1～6 (略)

附 則

1～6 (略)

7 知事又は局長は、条例附則第19条の5第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
納付（納入）書（電子計算機により出力される税目以外の税目用）	(略)	(略)
納付（納入）書（電子計算機により出力される税目用）	(略)	(略)
(略)		
自動車税の課税免除	(略)	(略)

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
納付（納入）書	(略)	(略)
納付（納入）書（電子計算機出力用（バーコード印字あり））	第9条	別記第41号様式の2
納付（納入）書（電子計算機出力用（バーコード印字なし））	(略)	(略)
(略)		
自動車税の課税免除	(略)	(略)

承認申請書		
自動車税の課税免除の特例承認申請書	条例附則第19条の5第2項	別記第95号様式の2
(略)		

承認申請書		
(略)		

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年 月 日	年 月 日	年 月 日

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
平成	平成	平成
平成	平成	4
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市以外用)

1 県民税及び市町村民税の調定額の調

(略) (略)

$$D = A / C$$

( 年 3月31日現在の確定あん分率)

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市以外用)

1 県民税及び市町村民税の調定額の調

(略) (略)

$$D = A / C$$

(平成 年 3月31日現在の確定あん分率)

第101号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	
3	法附則第32条の2第1項該当(許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録) (許可証の有効期間 年 月 日から 年 月 日)
4	法附則第32条の2第2項該当(許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録) (従事者証の有効期間 年 月 日から 年 月 日)

第101号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	
3	法附則第32条の2第1項該当(許可捕獲等をした者に係る狩猟者の登録) (許可証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日)
4	法附則第32条の2第2項該当(許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録) (従事者証の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日)

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。  
別記第41号様式の次に次の1様式を加える。

第41号様式の2 (第117条関係)

領 収 済 通 知 書

公

新潟県税

口座番号

番

加入者

地域振興局

年度

ID	C #	振興局	税目	整理番号	年度・月	区分	帳 票	納 入	ダミー

本税・所得割      付加価値割      資本割      ダミー

--	--	--	--

収入割      延滞金      区 分      加算金      ダミー

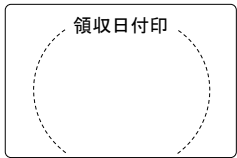
--	--	--	--	--

重加算金      均等割      法人税割      法人県民税延滞金      <sup>C</sup> <sup>D</sup> 代納

--	--	--	--	--	--

税目	整理番号	年度・月
		年 月 日

納 付 ( 納 入 ) 額	本税	円
	延滞金 (法律に定める金額)	円
	申告加算金	円
	重加算金	円
	法人県民税本税	円
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
合計	円	



納 付 ( 納 入 ) 書

公

新潟県税

口座番号

番

加入者

税目	整理番号	年度・月

納 付 ( 納 入 ) 額	本税	円
	延滞金 (法律に定める金額)	円
	申告加算金	円
	重加算金	円
	法人県民税本税	円
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
合計	円	

年度

年 月 日



領 収 証 書

公

新潟県税

口座番号

番

加入者

地域振興局

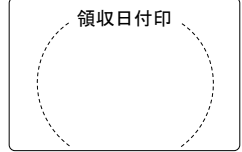
年度

税目	整理番号	年度・月

様

	円
延滞金 (法律に定める金額)	円
申告加算金	円
重加算金	円
法人県民税本税	円
法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
合計	円

上記のとおり領収しました。



年 月 日

納付場所

別記第42号様式を次のように改める。

第42号様式 (第117条関係)

納付(納入)書 (公)

新潟県税

口座番号	加入者 番	
税目	整理番号	年度・月

納付(納入)額	本税	円
	延滞金 (法律に定める金額)	円
	申告加算金	円
	重加算金	円
	法人県民税本税	円
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
	<b>合計</b>	<b>円</b>

年度

年 月 日

領収日付印

領収済通知書 (公)

新潟県税

口座番号	加入者 番	地域振興局
------	----------	-------

年度	C #	振興局	税目	整理番号	年度・月	区分	帳票	納入	ダミー
本税・所得割		付加価値割		資本割		ダミー			
収入割		延滞金		区分		加算金		ダミー	
重加算金		均等割		法人税割		法人県民税延滞金		ダミー C D	

代納 法人県民税延滞金 延滞金

円 円

税目	整理番号
----	------

納付(納入)額	本税	円	年度・月
	延滞金 (法律に定める金額)	円	
	申告加算金	円	
	重加算金	円	
	法人県民税本税	円	
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円	
	<b>合計</b>	<b>円</b>	

年 月 日

領収日付印

領収証書 (公)

新潟県税

地域振興局

年度	税目	整理番号	年度・月
----	----	------	------

延滞金 (法律に定める金額)	円
申告加算金	円
重加算金	円
法人県民税本税	円
法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
<b>合計</b>	<b>円</b>

様

上記のとおり領収しました。

年 月 日

納付場所

領収日付印

別記第95号様式の次に次の1様式を加える。  
 第95号様式の2 (第117条関係)

自動車税の課税免除の特例承認申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地  
 氏名又は名称 (印)  
 (電話 — — )

新潟県県税条例附則第19条の5の規定により、下記のとおり課税免除の特例の承認を申請します。

記

登録番号		適用年度	年度
車名		型式	
所有者	住所又は所在地	・申請者に同じ	
	氏名又は名称	・申請者に同じ	
使用者	住所又は所在地	・申請者に同じ	
	氏名又は名称	・申請者に同じ	
税額	円		

決定	課税免除後の税額	円
	承認の理由	新潟県県税条例附則第19条の5第1項 該当
	不承認の理由	



附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則第9条及び第45条第5項の改正は、同年10月1日から施行する。

(新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 新潟県県税規則等の一部を改正する規則(平成29年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3条</b> 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3条</b> 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。</p> <p>(略)</p>

- 新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則別表自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)の項の改正に係る部分を次のように改める。

<p>自動車税(環境性能割)減免申請書(救急自動車等減免用)</p>	<p>条例第63条第2項(同条第1項第3号に係る自動車の取得に限る。)</p>	(略)
<p>自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)</p>	<p>条例第56条の7第2項(同条第1項第3号及び第4号に係る自動車の取得に限る。)</p>	(略)

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則別表自動車税の課税免除承認申請書の項の改正に係る部分の次のように加える。

<p>自動車税(種別割)の課税免除の特例承認申請書</p>	(略)	(略)
<p>自動車税の課税免除の特例承認申請書</p>	(略)	(略)

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第41号様式の改正に係る部分を次のように改める。

第41号様式(第117条関係)	第41号様式(第117条関係)												
<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>・特別地方消費税</td> <td>・特別地方消費税</td> <td>・特別地方消費税</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	・特別地方消費税	・特別地方消費税	・特別地方消費税
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
・特別地方消費税	・特別地方消費税	・特別地方消費税											

・自動車 税(種 別割) (略)	・自動車 税(種 別割) (略)	・自動車 税(種 別割) (略)	・自動車 税 (略)	・自動車 税 (略)	・自動車 税 (略)
---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------	------------------	------------------

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第95号様式の改正に係る部分の次に次のように加える。

<b>第95号様式の2</b> (第117条関係) 自動車税(種別割)の課税免除の特例承認申請書 (略)	<b>第95号様式の2</b> (第117条関係) 自動車税の課税免除の特例承認申請書 (略)
--	---

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則の一部を改正する規則

新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則（昭和46年新潟県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第7条関係） 応急ポンプ貸付料金表					別表（第7条関係） 応急ポンプ貸付料金表				
番 号	種 類			貸付料 (円)	番 号	種 類			貸付料 (円)
	型 式	ポンプ (口径)	(略)			型 式	ポンプ (口径)	(略)	
A-1～ A-8	水中ポンプ	150 <sup>mm</sup>	(略)	573	A-1～ A-8	水中ポンプ	150 <sup>mm</sup>	(略)	562
B-1～ B-8	水中ポンプ	200 <sup>mm</sup>	(略)	834	B-1～ B-8	水中ポンプ	200 <sup>mm</sup>	(略)	819
C-1～ C-6	片吸込みう ず巻き斜流 型	250 <sup>mm</sup>	(略)	1,007	C-1～ C-6	片吸込みう ず巻き斜流 型	250 <sup>mm</sup>	(略)	988
D-1～ D-3	片吸込みう ず巻き斜流 型	200 <sup>mm</sup>	(略)	1,934	D-1～ D-3	片吸込みう ず巻き斜流 型	200 <sup>mm</sup>	(略)	1,899
E-1～ E-3	片吸込みう ず巻き斜流 型	250 <sup>mm</sup>	(略)	2,653	E-1～ E-3	片吸込みう ず巻き斜流 型	250 <sup>mm</sup>	(略)	2,604
F-1・ F-2	片吸込みう ず巻き斜流 型	300 <sup>mm</sup>	(略)	3,400	F-1・ F-2	片吸込みう ず巻き斜流 型	300 <sup>mm</sup>	(略)	3,338
G-1～ G-4	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (150mm用)		(略)	2,161	G-1～ G-4	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (150mm用)		(略)	2,122
H-1～ H-8	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (200mm用)		(略)	2,560	H-1～ H-8	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機 (200mm用)		(略)	2,513
I-1	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機		(略)	3,715	I-1	水中ポンプ 用ディーゼ ル発電機		(略)	3,647

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における貸付に係る貸付料について適用し、同日以前における貸付に係る貸付料については、なお従前の例による。